

○経済産業省告示第二百九号

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（令和六年経済産業省令第九十号）の施行に伴い、平成七年通商産業省告示第七百七号（火薬類取締法施行規則第六十三条の規定による安定度試験用の遊離酸試験器等）を廃止する告示を次のように定める。

令和六年十二月二十六日

経済産業大臣 武藤 容治

平成七年通商産業省告示第七百七号（火薬類取締法施行規則第六十三条の規定による安定度試験用の遊離酸試験器等）は、廃止する。

附 則

この告示は、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令の施行の日から施行する。